

予防接種の種類	対象者	接種回数	助成金額及び助成期間	備考														
成人用肺炎球菌	①65歳の方(接種日当日) ②60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能または免疫の機能に障害のある方(内部障害：手帳1級)	1回	助成金額 3,000円 助成期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●左記の年齢に該当し、これまでに定期接種を受けていない方に個別通知をいたします。</li> <li>●予防接種を受ける時に医療機関に予約票をお持ちください。</li> <li>●通知が届いた方でも、<b>過去に任意接種(自己負担)で予防接種を受けたことがある方は対象となりません。</b></li> <li>●県内医療機関及び小山地区医師会加入医療機関で接種することができます。</li> <li>※任意接種で带状疱疹の助成を受ける場合は市内及び小山地区医師会加入医療機関に限ります。</li> </ul>														
成人用带状疱疹	下記の生年月日に該当する方及び60歳以上65歳未満の方であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方。	生ワクチン 1回	助成金額 3,000円 助成期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日															
	<table border="1"> <tr><td>65歳</td><td>昭和36年4月2日～昭和37年4月1日</td></tr> <tr><td>70歳</td><td>昭和31年4月2日～昭和32年4月1日</td></tr> <tr><td>75歳</td><td>昭和26年4月2日～昭和27年4月1日</td></tr> <tr><td>80歳</td><td>昭和21年4月2日～昭和22年4月1日</td></tr> <tr><td>85歳</td><td>昭和16年4月2日～昭和17年4月1日</td></tr> <tr><td>90歳</td><td>昭和11年4月2日～昭和12年4月1日</td></tr> <tr><td>95歳</td><td>昭和6年4月2日～昭和7年4月1日</td></tr> <tr><td>100歳</td><td>大正15年4月2日～昭和2年4月1日</td></tr> </table> <p>※50歳以上で上記年齢以外の方は任意接種として同様の助成があります。</p>	65歳	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日		70歳	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	75歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	80歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	85歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	90歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	95歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	100歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日
65歳	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日																	
70歳	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日																	
75歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日																	
80歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日																	
85歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日																	
90歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日																	
95歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日																	
100歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日																	
季節性インフルエンザ	①65歳以上の方(接種日当日) ②60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能または免疫の機能に障害のある方(内部障害：手帳1級)	1回	助成金額 2,000円 助成期間 令和8年10月1日～令和9年1月31日	●県内医療機関及び小山地区医師会加入医療機関で接種することができます。														
新型コロナウイルス	①65歳以上の方(接種日当日) ②60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能または免疫の機能に障害のある方(内部障害：手帳1級)	1回	助成金額 5,000円 助成期間 令和8年10月1日～令和9年3月31日	●県内医療機関及び小山地区医師会加入医療機関で接種することができます。														

※その他、最新の情報については、市のホームページでご確認ください。

### 予防接種による健康被害救済制度

- 定期予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなど健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
- 予防接種法に基づく定期接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種(任意接種)として取り扱われます。
- 給付申請の必要が生じた場合には、健康増進課へご相談ください。



### 予防接種・感染症対策についての最新情報はこちらから

